

令和2年5月25日

保護者の皆様へ

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課長  
保育第2課長  
運営管理課長  
子育て推進部保育対策課長  
幼児教育担当課長

## 緊急事態宣言解除後の保育所等における登園自粛要請期間の延長について

令和2年4月7日に政府から発出された緊急事態宣言は、令和2年5月25日をもって解除され、本市においては本日付けで「緊急事態宣言解除後における本市行政運営方針について」を策定しました。緊急事態宣言解除後についても、引き続き感染予防対策を講じる上では、保育の性質上、いわゆる「3密（密閉・密集・密接）」を回避することが困難であることから、段階的に通常の登園状況に戻していくことが、重要と考えております。

つきましては、就業先の休業等により自宅での保育が可能な方、及び就業先との調整が付き仕事を休める方などにつきましては、引き続き登園自粛を要請し、期間を次のとおり延長することとします。

保護者の皆様におかれましては、自宅で保育が可能な場合は保育所の利用を控えていただくとともに、保育所等を利用される場合においても、お仕事等の調整が可能な方は、遅めの登園や早めのお迎えによる利用時間短縮及び登園日数の減少に御協力をお願いいたします。

なお、保育所等への登園を自粛している間にも、子育てに悩みや不安がありましたら、保育所等に電話等で御相談ください。

### 1 登園自粛要請期間

令和2年6月30日（火）まで延長

### 2 育児休業からの復職期限

令和2年7月31日（金）まで延長

※ ならし保育につきましては、感染予防の観点から、保育所等と相談の上、復職予定日に近い日程で実施したり、実施期間を短くしたりするなど、御協力をお願いいたします。

※ 雇用先との調整によりさらに育児休業の延長が可能な方については、「新型コロナウイルス感染症対策としての保育所等入所に際しての育児休業等の取扱いについて」をご覧ください。

### 3 保育料等の減額

登園自粛要請に伴う保育料（利用者負担額）につきましては、引き続き登園しなかった日数に応じて減額します。

**【問合せ先】**

(認可保育所の運営に関すること)

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課

電話 044-200-2662

(地域型保育事業、川崎認定保育所、おなかま保育室の運営に関すること)

川崎市こども未来局保育事業部保育第2課

電話 044-200-3128

(公立保育園の運営に関すること)

川崎市こども未来局保育事業部運営管理課

電話 044-200-2660

(保育所入所制度(育児休業等復帰時期の延長含む。)、保育料の徴収に関すること)

川崎市こども未来局子育て推進部保育対策課

電話 044-200-3727

(認定こども園(保育所部分及び一時保育事業)の運営に関すること)

川崎市こども未来局子育て推進部幼児教育担当

電話 044-200-3179